ACSES ニュースレター_１９６７号（2020 年 10 月 23 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（18 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇川崎市の小学校 12 人体調不良　理科の実験中...アンモニア吸い込み〈Web 報道〉
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
・令和２年９月の熱中症による救急搬送状況〈消防庁〉
・同志社大生、サークルで 10 数人詐欺勧誘か　コロナ給付金だまし取った容疑で逮捕〈新聞報道〉
◇事故、事件の続報
・延岡市　旭化成マイクロシステム工場火災続く　屋根などが崩落・宮崎県〈放送報道〉
・下水道で汚泥除去中の作業員２人が死亡　有毒ガス発生か　茨城・土浦〈新聞報道〉
・横須賀の異臭、ガソリン成分検出　以前と同じ物質、発生源は未特定〈Web 報道〉／三浦半島や横浜で相次ぐ異臭騒ぎ、発生源は？　深まる謎〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・SAFE-Lite　～スマホで手軽に　事故防止～〈製品評価技術基盤機構〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２０７報）〈厚生労働省〉
・原子力災害対策特別措置法第20条第２項の規定に基づく食品の出荷制限の解除〈厚生労働省〉
[原子力施設全般]
・愛媛で原発事故想定し大規模訓練　伊方、感染症対策も確認〈Web 報道〉
・九電、川内原発１号機に燃料装填　テロ対策施設が９割完成〈Web 報道〉
・女川原発再稼働　宮城県議会が「同意」　被災原発では全国初〈放送報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇新型コロナ後遺症 脱毛症や４か月たっても嗅覚の異常も〈放送報道〉
[3] 船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令の一部を改正する省令（国土交通省・環境省令第２号）〈官報〉
[4] 食品安全衛生関係
◇遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（農林水産省・環境省告示第４号）〈官報〉
[5] 廃棄物関係
◇低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理の認定申請について（東芝環境ソリューション株式会社）〈環境省〉
◇「令和２年度支障除去等に対する支援に関する検討会報告書」の取りまとめについて〈環境省〉
◇リサイクル拠点、全国で整備へ　使用済み紙おむつ―ユニ・チャーム〈Web報道〉
[6] 温暖化対策関係
◇温室ガス「５０年実質ゼロ」　菅首相、所信演説で新目標―温暖化対策、ＥＵと足並み〈Web 報道〉
[7] 環境安全関係

吉祥草（キチジョウソウ）

◇一般国道 464 号　北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
◇（仮称）宮城西部風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
［8］調査、公募、意見募集等
　［公募結果、意見募集結果］　　１件
［9］その他省庁発表　　２件
［10］関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　［開催案内］　　５件
［11］その他
◇インフルエンザ、感染症関係：１件　　◇その他：１件
［付録］
◇誤った使い方で大けがを負うことも ～はしご・脚立の事故に注意～〈製品評価技術基盤機構〉
◇実在の通信販売サイトをかたった偽サイトなどに関する注意喚起〈消費者庁〉
◇日本学術会議　任命拒否問題
・学術会議への批判は的外れ？ 予算や報酬、文科省が説明〈新聞報道〉
・任命拒否問題「解釈変更は闇討ちだ」自民・船田氏〈新聞報道〉

****

［1］***化学物質関係事故、事件関係***

◇川崎市の小学校 12人体調不良　理科の実験中...**アンモニア**吸い込み

神奈川・川崎市の小学校で、理科の実験中に12人が体調不良を訴え、病院に搬送された。
22日午後2時半ごろ、川崎市麻生区の川崎市立虹ヶ丘小学校で、「理科の実験中にアンモニア臭気を吸い込んで、吐き気や喉の痛みを訴えている」と通報があった。
消防によると、理科の授業を受けていた小学6年生の男子8人、女子4人のあわせて12人が体調不良を訴え、病院に搬送された。いずれも意識はあり、命に別条はないという。
警察と消防が、当時の状況を調べている。＜FNN プライムオンライン　2020年10月22日＞

◇***その他の事故、事件***

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について
＜消費者庁　2020 年 10 月 22 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/021732/
　　https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_201022_01.pdf
　　生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：61 件
　　うち重大事故等として通知された事案：35 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について
＜消費者庁　2020 年 10 月 22 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/021731/
　　https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_201022_02.pdf
　　1.事故情報(食中毒情報を除く。)：５件、2.リコール・自主回収情報：７件、3.食中毒情報：14件

・令和２年９月の熱中症による救急搬送状況
＜総務省消防庁　2020 年 10 月 22 日＞　https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/neccyuusyou.pdf

熱中症による救急搬送人員について、令和２年９月の確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。
概要
○ 令和２年９月の全国における熱中症による救急搬送人員は 7,085 人でした。
　これは、昨年９月の救急搬送人員 9,532 人と比べると 2,447 人少なくなっています。
○ 全国の熱中症による救急搬送状況の年齢区分別、初診時における傷病程度別等の内訳は次のとおりです。
□ 救急搬送人員の年齢区分別では、高齢者が最も多く、次いで成人、少年、乳幼児の順となっています。
□ 搬送された医療機関での初診時における傷病程度別にみると、軽症が最も多く、次いで中等症、重症の順となっています。
□ 発生場所別の救急搬送人員をみると、住居が最も多く、次いで道路、仕事場①、公衆（屋外）の順となっています。
□ 都道府県別人口 10 万人当たりの救急搬送人員は、新潟県が最も多く、次いで秋田県、香川県、茨城県、鳥取県の順となっています。

・同志社大生、サークルで 10 数人詐欺勧誘か　コロナ給付金だまし取った容疑で逮捕
　新型コロナウイルス対策で国が支給する持続化給付金をだまし取ったとされる事件で、京都府警捜査２課と北署などは２１日、詐欺の疑いで、同志社大２年の男子学生（２２）＝京都市上京区＝ら男２人を新たに逮捕し、指南役とされる自称会社員の男（２８）＝滋賀県守山市＝ら男３人を再逮捕した。府警は全員の認否を明らかにしていない。
　府警によると、男子学生は詐欺グループの勧誘役とみられ、サークル活動などを通じて知り合った学生ら十数人に虚偽申請を持ち掛けていたという。
　男子学生の逮捕容疑は６月、京都市の女子大学生（２２）ら知人２人がコロナの影響で収入が半減した個人事業主だと装い、インターネットで中小企業庁に虚偽申請をし、給付金２００万円を詐取した疑い。＜京都新聞 2020 年 10 月 21 日＞

◇***事故、事件の続報***

・延岡市　旭化成マイクロシステム工場火災続く　屋根などが崩落・宮崎県
　20 日、延岡市の旭化成マイクロシステムで発生した火事は、22 日午前 10 時現在も鎮火していません。
　工場では、21 日夜から 22 日未明にかけ、広範囲にわたって、炎や壁の崩落などが確認されましたが、けが人はいませんでした。
　この火災は、20 日夕方、延岡市中川原町の旭化成マイクロシステム、延岡製造所の 4 階で発生。
　消防によりますと、21 日午後 7 時 40 分すぎから、22 日未明にかけて、工場の 5 階から広範囲にわたって炎が確認されたほか、屋根や西側の壁の崩落も確認されたということです。
　今のところ、けが人もいないということです。旭化成によりますと、この火災の影響で周辺で確認されている異臭の原因は、工場内の電気ケーブルに使われている塩化ビニールの燃焼で発生する塩化水素と推定。工場敷地内の 5 か所で調査を実施した結果、「人体に影響を与える濃度ではない」としています。
　また、工場内には**爆発性物質**の「**モノシラン**」があるため、小規模な爆発が発生する可能性がありますが、工場の外に影響を及ぼす危険はないとしています。消防では、きょうもおよそ 70 人態勢で消火活動を続けていますが、現在も鎮火していません。＜MRT 宮崎放送　2020 年 10 月 22 日＞

・下水道で汚泥除去中の作業員 2 人が死亡　有毒ガス発生か　茨城・土浦
　２０日午後７時５０分ごろ、茨城県土浦市本郷の下水道で汚泥の除去作業をしていた作業員２人が約７メートル下のマンホールの底に転落した。２人は約２時間半後に引き上げられたが、搬送先の病院で死亡した。現場からは**硫化水素**と**一酸化炭素（ＣＯ）**が検出され、茨城県警土浦署などが事故原因を調べている。
　死亡したのはいずれも会社員で同市中神立町、佐伯洋祐さん（４１）とつくば市花室、岡野裕樹さん（３８）。署によると当時、現場では２人を含む４人が下水道の汚れの除去作業をしていた。佐伯さんは作業後、マンホールのはしごで地上に向かう途中に突然転落。助けに向かった岡野さんも意識を失い転落した。

市によると、下水道の本管が詰まったため、佐伯さんらが勤める会社に作業を依頼したという。

消防によると、午後８時ごろ「下水道で作業していた男性が倒れ、助けに行った男性も倒れて意識がない。有毒ガスが発生している可能性がある」と同僚から１１９番通報があった。＜毎日新聞　2020 年 10 月 22 日＞

・横須賀の異臭、ガソリン成分検出　以前と同じ物質、発生源は未特定

神奈川県は 22 日、同県横須賀市で 15 日に異臭が発生した際に採取した大気を分析した結果、ガソリンなどが蒸発したガスに含まれる化学物質が検出されたと発表した。12 日に横浜市で、14 日には横須賀市で異臭が発生した際に検出された物質とほぼ同じ。発生源はいずれも特定できていない。

15 日の異臭から検出されたのは**イソペンタン**や**ペンタン**、**ブタン**で、濃度は最大で通常の 3.5 倍。直ちに健康に影響を及ぼすレベルではない。

横須賀市では 15 日午後 2 時 40 分ごろ、市役所と消防局の庁舎で異臭を確認。大気を県環境科学センターが分析した。「ガス臭がする」との 119 番が 15 件あった。＜共同通信　2020 年 10 月 22 日＞

・三浦半島や横浜で相次ぐ異臭騒ぎ、発生源は？　深まる謎

神奈川県の三浦半島や横浜市で 6 月以降、原因不明の異臭騒ぎが相次いでいる。「ゴムが焼けたような臭い」や「ガスのような臭い」との通報が多く、発生源はいまだ分からないままだ。さまざまな可能性が指摘される中、県は成分分析の結果から自然由来の発生源ではないとする見方を強めている。

始まりは 6 月 4 日夜だった。三浦市南下浦町の住民から最初の通報が寄せられ、東岸沿いを横須賀市追浜まで北上するような格好で約 500 件の通報が警察と消防に寄せられた。軽症だったが、気分が悪くなったという横須賀市の 40 代女性が病院に搬送されている。

その後も三浦半島では月 1 回のペースで短時間に数十件の通報が寄せられ、10 月 1 日にはさらに北上して横浜市に広がった。12 日夕には JR 横浜駅で異臭を訴える利用客がおり、中央南改札口を約 20 分閉鎖する事態になった。

県内の異臭騒ぎは 15 日までの約 4 カ月に 9 回あり、通報件数は延べ約 680 件に達している。横須賀市消防局によると、異臭の通報は例年、夏に 1 回程度といい、職員は「こんなに頻繁に通報が寄せられることはない」と首をひねる。

こうした事態を受け、県や横浜市も調査に乗り出した。市は通報が 16 件寄せられた 12 日、職員が市消防局本部（保土ケ谷区）でも異臭を感じたため、専用の機器を使って大気を採取。市環境科学研究所で成分を分析したところ…　　＜毎日新聞　2020 年 10 月 23 日＞

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・SAFE-Lite　～スマホで手軽に　事故防止～

＜製品評価技術基盤機構　2020 年 10 月 22 日＞

https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2020fy/prs201022_02.html

「SAFE-Lite」は、スマートフォンやパソコンから簡単に無料でご利用いただける製品事故に特化したウェブ検索ツールです。

製品の利用者が普段お使いの言葉で、製品事故が発生する前にみられる「予兆（現象)」情報を「SAFE-Lite」に入力すると、同じ現象の事故だけではなく、よく似た事故情報も表示されます。様々な視点から事故となる危険性やその場合の被害状況などがわかり、事故防止の対応を判断できることで、より安全・安心な社会につながることを期待してます。なお、「SAFE-Lite」は、11 月 9 日(月)に公開いたします。

□***大災害、原発事故対策***

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１２０７報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）

＜厚生労働省　2020 年 10 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=7xbr_JRBeJie8wB9Y

１　自治体の検査結果

札幌市、小樽市、岩手県、宮城県、仙台市、秋田県、山形県、群馬県、東京都、文京区、横浜市、相模原市、

新潟県、山梨県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、大阪市、香川県、高知市

※ 基準値超過　７件

No.7　　静岡県産　シロヌメリイグチ　(Cs：170q/kg)

No.8　　静岡県産　キノボリイグチ　(Cs： 30q/kg)

No.108　　山梨県産　ハナイグチ　(Cs：110q/kg)

No.118　山梨県産　アミタケ　(Cs：120q/kg)

No.121　山梨県産　ショウゲンジ　(Cs：150q/kg)

No.122　山梨県産　ショウゲンジ　(Cs：180q/kg)

No.123　　山梨県産　ハナアミイグチ　(Cs：140q/kg)

２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果

※ 基準値超過　１件

No.15　　群馬県産　ウラベニホテイシメジ　(Cs ： 510q/kg)

３　国立医薬品食品衛生研究所における検査

※ 基準値超過 なし

・原子力災害対策特別措置法第20条第２項の規定に基づく食品の出荷制限の解除

＜厚生労働省　2020年10月22日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6pXQCj9xCQiT4zBY

本日、原子力災害対策本部は、原子力災害対策特別措置法に基づき出荷制限が指示されていた以下について、出荷制限の解除を指示しました。

（１）茨城県鉾田市（ほこたし）で産出されたタケノコ

（２）新潟県十日町市（とおかまちし）及び上越市（じょうえつし）で捕獲されたクマの肉のうち、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるもの

[原子力施設全般]

・愛媛で原発事故想定し大規模訓練　伊方、感染症対策も確認

愛媛県は22日、新型コロナウイルスなどの感染症流行下で、四国電力伊方原発（同県伊方町）で事故が起きたと想定した大規模な防災訓練を実施した。周辺の大分県なども含む98機関から約2万人が参加。大地震で原発が全電源喪失し、放射性物質が放出されたとのシナリオで、避難所での手の消毒や検温のほか、体調の悪い人と健康な人を分けた避難バスの運用などを盛り込んだ。

シナリオでは、午前6時半に震度6強の地震が発生。県は発電所からの通報を受け、伊方町などの住民を避難させた。

原発は佐田岬半島の付け根にあり、先端側の住民は陸路で避難できなければ船で対岸の大分県に渡ることになる。

＜共同通信　2020年10月22日＞

・九電、川内原発1号機に燃料装填　テロ対策施設が9割完成

九州電力は22日、テロ対策の「特定重大事故等対処施設」（特重施設）の設置工事で運転停止している川内原発1号機（鹿児島県薩摩川内市）に関して、21日夜から燃料装填を始め、工事が9割完了したと発表した。全国の原発で初めての特重施設完成となる見通しで、11月26日の再稼働を目指している。

九電は22日に同原発で報道陣向けの説明会を開催。安全対策の強化に向けて特重施設とは別に、重大事故発生時に拠点となる指揮所の緊急時対策棟を新設しているほか、外部から電源を供給するケーブルの増設工事も進めていることを明らかにした。燃料装填の作業は24日に完了する見込みという。＜共同通信　2020年10月22日＞

・女川原発再稼働　宮城県議会が「同意」　被災原発では全国初

宮城県議会は22日、女川原発2号機の再稼働を求める請願を賛成多数で採択しました。東日本大震災で被災した原発の再稼働に県議会が「同意」するのは全国で初めてです。

宮城県議会9月定例会は22日本会議が開かれ、女川町商工会から出された再稼働を求める請願と、市民団体か

ら出された再稼働に反対する請願について採決が行われました。その結果、当面の間は原発は必要であるとの意向を示していた県議会最大会派の自民党・県民会議などが賛成し、再稼働を求める請願が賛成多数で採択されました。再稼働に反対する請願は賛成少数で不採択となりました。

女川原発２号機を巡っては、地元の女川町と石巻市の議会でも再稼働を求める請願が採択されていて、地元議会はすべて再稼働に「同意」する判断を示したことになります。

村井宮城県知事は県議会の判断を最重視する考えを示していて、来月開かれる予定の市町村長会議などを踏まえ、「地元同意」の最終的な判断を表明することになります。＜東日本放送　2020 年 10 月 22 日＞

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇マスコミ報道　見出し

・欧州の感染者、560 万人超に 第２波の拡大深刻、世界３位規模＜共同通信　2020 年 10 月 23 日＞
・スペイン感染者、百万人超す　欧州初、英伊は最多を記録＜共同通信　2020 年 10 月 22 日＞
・感染者、横ばいから微増傾向に　首都圏から広がり地方に＜共同通信　2020 年 10 月 22 日＞
・読売旅行のツアー12 人がコロナ　添乗員、不調の申告見逃す＜読売新聞　2020 年 10 月 22 日＞

[対策・予防]

◇新型コロナ後遺症 脱毛症や４か月たっても嗅覚の異常も

新型コロナウイルスから回復した人について、国立国際医療研究センターが追跡調査したところ、退院後に髪の毛が抜ける脱毛症になった人や、４か月たっても、息切れや匂いが感じられない嗅覚の異常などがあった人がいたことが分かりました。研究グループは調査を続け、後遺症が出るリスクの要因を明らかにしたいとしています。

国立国際医療研究センターは、新型コロナウイルスで入院し、ことし２月から６月までに退院した人に、その後、聞き取りを行い後遺症の有無を調べました。

それによりますと、聞き取りができたのは 63 人で、平均年齢は 48.1 歳、複数の人に共通の症状があり、発症からおよそ４か月たった段階で、▽息切れがあったのは７人で、率にして、およそ 11%、▽けん怠感と▽嗅覚の異常がそれぞれ６人で、およそ 10%、▽せきが４人で、およそ 6%、▽味覚障害が１人で、およそ 2%でした。

さらに、この中で追加で調査できた 58 人のうち、ほぼ４分の１にあたる男性９人、女性５人のあわせて 14 人は、発症から２か月ほどのちに脱毛症になったということです。

このうち５人は、おおむね２か月半で治りましたが、残りの９人は、調査の時点で脱毛症になってからの期間が短かったこともあり、治っていなかったということです。

脱毛症は、エボラ出血熱やデング熱から回復したあとでも報告されているということですが、研究を行った森岡慎一郎医師は、「治療が長引いたことによる心理的なストレスが引き金になった可能性もある。今後も調査を続け、後遺症が出るリスクの要因を明らかにしていきたい」と話しています。＜NHK　2020 年 10 月 23 日＞

****

[3] 船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令の一部を改正する省令（国土交通省・環境省令第２号）

［官報］　令和２年 10 月 23 日　号外　第 222 号　1～5 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201023/20201023g00222/20201023g002220001f.html

〇国土交通省・環境省令第２号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一の六の規定に基づき、船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和２年 10 月 23 日　　国土交通大臣　　赤羽　一嘉
環境大臣　　小泉進次郎

船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令の一部を改正する省令

船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令（昭和六十二年総理府運輸省令第一号）

の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>（定義）
第一条　（略）
２～４　（略）
５　この省令において「残留性浮遊物質」とは、次の各号のいずれにも該当する物質をいう。
一　密度が海水の密度以下のものであること。
二　蒸気圧が〇・三キロパスカル以下のものであること。
三　水に対する溶解度が０・一重量パーセント（当該物質が固体である場合にあっては十重量パーセント）以下のものである乙と。
四　温度二十度における動粘度が十平方ミリメートル毎秒を超えるものであること。
五　膜を生成するものであること。
６　（略）
（Ｙ類物質等又はＺ類物質等に係る予備洗浄）
第五条　（略）
２　前項の予備洗浄装置は、次に掲げるところにより用いるものとする。
一　（略）
二　イ又はロに掲げる方法（平成六年七月一日以後に建造された船舶にあっては、イに掲げる防法に限る。）により洗浄すること。
イ　貨物姶一鎗当たりの洗浄水の量が、次の表の上欄に掲げる物質の区分及び同表の中欄に掲げる取卸しを行う海域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる算式により算定した量以上となるように洗浄すること。
<table><tr><th>物質の区分</th><th>取卸しを行う海域</th><th>貨物槍一一鎗当たりの洗浄水の量（立方メートル）</th></tr><tr><td>一　凝固性物質であるもの又は高粘性物質であるもの</td><td>全ての海域</td><td>$15r^{0.8}+5r^{0.7}\times V\times10^{-3}$</td></tr><tr><td>二　非凝固性物質であって低</td><td>全ての海域</td><td>$0.5\times(15r^{0.8}+5r^{0.7}\times V\times$</td></tr></table></td><td>（定義）
第一条　（略）
２～４　（略）
（新設）
５　（略）
（Ｙ類物質等又はＺ類物質等に係る予備洗浄）
第五条　（略）
２　前項の予備洗浄装置は、次に掲げるところにより用いるものとする。
一　（略）
二　イ又はロに掲げる方法（平成六年七月一日以後に建造された船舶にあっては、イに掲げる防法に限る。）により洗浄すること。
イ　貨物艙一艙当たりの洗浄水の量が、次の表の上欄に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる算式により算定した量以上となるように洗浄すること。
<table><tr><th>物質の区分</th><th>貨物艙一艙当たりの洗浄水の量（立方メートル）</th></tr><tr><td>凝固性物質であるもの又は高粘性物質であるもの</td><td>$15r^{0.8}+5r^{0.7}\times V\times10^{-3}$</td></tr><tr><td>非凝固性物質であって低粘性物質であるもの</td><td>$0.5\times(15r^{0.8}+5r^{0.7}\times V\times10^{-3})$</td></tr><tr><td colspan="2">備考　この表の下欄に掲げる算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。</td></tr></table></td></tr>
</table>

粘性物質であるもの(次の項に掲げるものを除く。)		10^{-3})
三 特定残留性浮遊物質(残留性浮遊物質のうち、次のいずれにも該当するものをいう。以下同じ。)であるもの イ 非凝固性物質であって低粘性物質であること。 ロ Y 類物質等であること。 ハ 温度二十度における粘度が五十ミリパスカル秒以上である物質又は融点が温度零度以上である物質であること。	北西ヨーロッパ海域、パルティック海海域、別表に掲げる西ヨーロッパ海域及び同表に掲げるノルウェー梅域以外の海域	0.5×（15ｒ$^{0.8}$＋５ｒ$^{0.7}$×Ｖ×10^{-3}）
	北西ヨーロッパ海域、パルティック海海域、別表に掲げる西ヨーロッパ海域及び同表に掲げるノルウェー海域	15ｒ$^{0.8}$＋５ｒ$^{0.7}$×Ｖ×10^{-3}

備考 この表の下欄に掲げる算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

Ｖ 貨物艙一艙当たりの容量を立方メートルで表した数値

ｒ 貨物艙一艙当たりのＹ類物質等又はＺ類物質等の残留量を立方メートルで表した数値。ただし、Ｖが一〇〇以下であつて当該残留量が〇・〇四立方メートル未満である場合にあつては〇・〇四とし、Ｖが一〇〇を超え五〇〇未満であつて当該残留量が次の算式により算定した量未満である場合にあつては当該算式により算定した量とし、Ｖが五〇〇以上であつて当該残留量が〇・一立方メートル未満である場合にあつては〇・一とする。

ｒ＝15ｒ$^{0.8}$＋５ｒ$^{0.7}$×Ｖ×10^{-3}

ロ 洗浄機を次の表の上欄に掲げる物質の区分及び同表の中欄に掲げる取卸しを行う海域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるサイクル数以上作動させること。

Ｖ 貨物艙一艙当たりの容量を立方メートルで表した数値

ｒ 貨物艙一艙当たりのＹ類物質等又はＺ類物質等の残留量を立方メートルで表した数値。ただし、Ｖが一〇〇以下であつて当該残留量が〇・〇四立方メートル未満である場合にあつては〇・〇四とし、Ｖが一〇〇を超え五〇〇未満であつて当該残留量が次の算式により算定した量未満である場合にあつては当該算式により算定した量とし、Ｖが五〇〇以上であつて当該残留量が〇・一立方メートル未満である場合にあつては〇・一とする。

ｒ＝15ｒ$^{0.8}$＋５ｒ$^{0.7}$×Ｖ×10^{-3}

ロ 洗浄機を(1)及び(2)に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げるサイクル数以上作動させること。

(1) 凝固性物質であるもの　　一

物質の区分	取卸しを行う海域	サイクル数
凝固性物質であるもの	全ての海域	一
二 非凝固性物質であるもの（次の項に掲げるものを除く。）	全ての海域	二分の一
三 特定残留性浮遊物質であるもの	北西ヨーロッパ海域、バルティック海海域、別表に掲げる西ヨーロッパ海域及び同表に掲げるノルウェー海域以外の海域	二分の一
	北西ヨーロッパ海域、バルティック海海域、別表に掲げる西ヨーロッパ海域及び同表に掲げるノルウェー海域	一

３　（略）

別表（第五条第二項関係）

海域名	海域の範囲

―省略―

(2)　非凝固性物質であるもの　二分の一

３　（略）

（新設）

附　則

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

****

[4] ***食品安全衛生関係***

◇遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（農林水産省・環境省告示第４号）

［官報］　令和２年10月23日　本紙　第359号　６頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201023/20201023h00359/20201023h003590006f.html

承認を受けた遺伝子組換え生物等の種類

除草剤耐性ワタ：１件

害虫抵抗性及び除草剤耐性ダイズ：１件

****

[5] ***廃棄物関係***

◇低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理の認定申請について（東芝環境ソリューション株式会社）

＜環境省　2020年10月22日＞　https://www.env.go.jp/press/108550.html

◇「令和２年度支障除去等に対する支援に関する検討会報告書」の取りまとめについて

＜環境省　2020年10月22日＞　https://www.env.go.jp/press/108565.html

都道府県等が産業廃棄物の不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障除去等を行う場合に、産業界と国が協

力して造成している基金から必要な費用を支援しています。今般、「令和２年度支障除去等に対する支援に関する検討会」において、令和３年度以降の支援の在り方について、報告書が取りまとめられました。

報告書では、支援の在り方として、産業界からのより幅広い出えんの協力を依頼すること、支援額の絞り込みを行うこと等が示されました。また、国は、関係者の協力を得て、必要に応じ３年後を目途に支援の在り方を見直すこととされました。

１．背景

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の平成９年改正により、平成10年６月17日以降に発生した産業廃棄物の不法投棄及び不適正処理（以下「不法投棄等」という。）を対象に、原因者等が原状回復等の措置を取らずにやむを得ず都道府県又は政令市（以下「都道府県等」という。）が当該不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障又はそのおそれの除去又はその発生の防止（以下「支障除去等」という。）を行う場合、廃棄物処理法第13条の15に基づき産業廃棄物適正処理推進センターに設けられた基金（以下「基金」という。）から支障除去等に必要な費用を支援する規定が創設されました。

当該基金は産業界と国が協力して造成していますが、現在の産業界の負担に関しては、社会貢献の観点から、産業廃棄物に関係する方に広く薄く協力を求めるとの考え方に立ち、産業廃棄物の排出から最終処分に至るまでマニフェストが幅広く利用されていることに鑑み、マニフェストを頒布等している団体等（以下「マニフェスト頒布団体等」という。）に対して、任意の出えんの協力を求めています。

平成27年９月に取りまとめられた「支障除去等に対する支援に関する検討会報告書」において、「マニフェスト頒布団体等に対する今回の協力依頼は、今後５年間についてのもの」等とされています。そこで、令和３年度以降の支障除去等に関する支援の在り方について必要な検討を行うため、有識者、産業界、地方公共団体等で構成される「令和２年度支障除去等に対する支援に関する検討会」において、令和２年８月から10月まで３回にわたり検討が行われ、この度、報告書が取りまとめられました。

２．報告書の概要

報告書では、令和３年度以降の支援の在り方について、以下の点が示されました。

環境省では、これに基づいて必要な取組を進めてまいります。

（１）産業界からのより幅広い出えんの協力について

基金残高における産業界の負担分が減少し続けており、毎年度支援できる額が目減りしている状況にあることから、マニフェスト頒布団体等以外の産業界の関係団体等にも、国が任意の出えんの協力依頼を行う。

その上で、これまでの経緯に鑑み、国はマニフェスト頒布団体等に対しても引き続き協力を求め、可能な限り産業界の負担額の満額を全体として確保できるように努める。

（２）支援額の絞り込みについて

平成28年度から令和２年度の各年度の支援額が、当初の支援必要見込額を大幅に超過していることを踏まえ、都道府県等による適切な不法投棄等対策の実施の観点から、支援額の算定に当たり主に以下の点について考慮する。

①不法投棄等事案の発覚前の不法投棄等の未然防止措置について

②不法投棄等事案の発覚時の行政対応について

③不法投棄等事案の発覚後の不法投棄等の未然防止措置の強化について

また、他の都道府県等からの産業廃棄物の受入実態についても考慮する。

以上の点についての詳細な運用は、産業廃棄物適正処理推進センターが、都道府県等の状況を聴取し、環境省と協議して決定する。

（３）支援の在り方についての今後の方向性について

国は、今後、より幅広く協力依頼をしていくに当たり、本基金の社会的価値を強調し、本基金への出えんによって社会貢献をしていると評価されるような仕組み等によって、出えんに協力しやすい環境を整備することを検討する。

本基金制度の効果を持続可能なものとするため、基金の運用状況及び今後の社会情勢を踏まえつつ、国は、関係者の協力を得て、必要に応じ３年後を目途に支援の在り方を見直す。

３．報告書について

報告書は、以下のURLにおいて公開しています。

URL：http://www.env.go.jp/recycle/ill_dum/com_support-restore/post_69.html
---

◇リサイクル拠点、全国で整備へ　使用済み紙おむつ―ユニ・チャーム

日用品大手のユニ・チャームは２２日、高齢者や乳幼児の使用済み紙おむつを回収し、原材料として再資源化する拠点を、２０３０年までに全国１０カ所以上で整備する方針を明らかにした。多くの使用済み製品が焼却処分されており、素材のリサイクルと二酸化炭素（ＣＯ２）排出抑制への取り組みを加速させる。

同社は既に、使用済み紙おむつから原材料のパルプを取り出して特殊設備で洗浄し、新たな製品に使用可能なパルプに再資源化する技術を開発した。１６年から、鹿児島県の志布志市と大崎町で回収・再資源化の実証実験を重ねている。＜時事ドットコム　2020 年 10 月 22 日＞

****

[6] ***温暖化対策関係***

◇温室ガス「５０年実質ゼロ」　菅首相、所信演説で新目標―温暖化対策、ＥＵと足並み

菅義偉首相が２６日に行う国会の所信表明演説で、温室効果ガスの排出量を２０５０年に実質ゼロにする新目標を打ち出すことが分かった。欧州連合（ＥＵ）は既に同様の目標を掲げている。日本も「脱炭素社会」実現に向けて足並みをそろえ、地球温暖化対策を重視する姿勢を強調する狙いがある。政府関係者が２２日、明らかにした。

首相は２６日召集の臨時国会初日、衆参両院本会議で演説に臨む。就任後初めて国会で演説する場となり、菅政権が取り組む重点政策を説明する。

首相は２２日、小泉進次郎環境相と首相官邸で会い、演説内容をめぐり協議。この後、小泉氏は記者団に「私は以前から５０年までの排出ゼロを求めてきた」と述べた。

温暖化対策に関する国際的枠組み「パリ協定」は、世界の気温上昇を産業革命前から「２度を十分下回り、できれば１．５度に抑える」ことを目標とする。日本は昨年６月、この達成に向けた長期戦略を閣議決定。温室ガス排出を実質ゼロとする「脱炭素社会」を今世紀後半のできるだけ早期に実現することを盛り込んだが、具体的な時期を示していなかった。

演説で触れる「実質ゼロ」は、二酸化炭素（ＣＯ２）などの温暖化ガス排出量から森林などで吸収される量を差し引いた値がゼロになることを指す。＜時事ドットコム　2020 年 10 月 22 日＞

****

[7] ***環境安全関係***

◇一般国道464号　北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2020年10月22日＞　https://www.env.go.jp/press/108557.html

◇（仮称）宮城西部風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2020年10月22日＞　https://www.env.go.jp/press/108556.html

****

[8] ***調査、公募、意見募集等***

[公募結果、意見募集結果]

◇令和２年度 環境省＆TABETE "No-Foodloss!"Youth Action Project の選定について

＜環境省　2020 年 10 月 22 日＞　https://www.env.go.jp/press/108566.html

****

[9] ***その他省庁発表***

◇令和２年度の医師臨床研修マッチング結果をお知らせします

＜厚生労働省　2020 年 10 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g3qHkPgtFPTyn28RY

◇令和３年度開設予定の大学等の設置等に係る答申について

＜文部科学省　2020 年 10 月 22 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afvAacu2olosjobF

****

[10] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・食品安全委員会　鉛ワーキンググループ（第３回）の開催について　　１０月２９日

＜内閣府　2020 年 10 月 22 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/sonota/annai/wg_namari_annai_3.html

（１）鉛の食品健康影響評価について

（２）その他

・食品安全委員会 アレルゲンを含む食品に関するワーキンググループ（第11回）の開催について

10月29日、Web 会議、非公開

＜内閣府　2020 年 10 月 22 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/sonota/annai/wg_allergen_annai_11.html

（１）アレルゲンを含む食品に関する食品健康影響評価について

（２）その他

・J-クレジット制度におけるバイオ炭の農地施用にかかる方法論に関する説明会について　11 月 9 日、Web 会議

＜農林水産省　2020 年 10 月 22 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kankyo/201021.html

(1) バイオ炭の方法論について

・J-クレジット制度の概要について

・バイオ炭の農地施用を対象とした新規方法論について

(2) 質疑応答

令和２年９月、J-クレジット制度*[1]において、「バイオ炭*[2]の農地施用」に関する方法論が新たに策定され、農地にバイオ炭を施用し、難分解性の炭素を長期間土壌に固定することによる排出削減量をクレジットとして認証できるようになりました。

農業の生産力向上を図りつつ地球温暖化防止にも貢献する観点から、今後、J-クレジット制度を活用したバイオ炭の農地施用にかかる取組を促進するため、当該方法論に関する説明会を開催します。

＊1 温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証する制度。
認証されたクレジットは売買可能で、環境への貢献 PR、企業や製品の差別化、ブランディング等に利用可能です。　https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/climate/jcredit/jsusume/top.html

＊2 バイオ炭とは、燃焼しない水準に管理された酸素濃度の下、350℃超の温度でバイオマスを加熱して作られる固形物　(2019 年改良 IPCC ガイドライン)。

・第１６回四国地域エネルギー・温暖化対策推進会議　　11 月 20 日、オンライン

＜経済産業省　2020 年 10 月 22 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/35386

1. 国からの情報提供について
2. 四国地域におけるエネルギー・温暖化対策について

・第１６回近畿地域エネルギー・温暖化対策推進会議　　11 月 26 日

＜経済産業省　2020 年 10 月 22 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/35387

1. 最近のエネルギー・温暖化対策の動向についての情報提供
2. 構成機関等からの情報提供
3. 意見交換

****

[11] ***その他***

◇***インフルエンザ、感染症関係***

・接種勧奨の中止で死亡４千人増か　子宮頸がん予防ワクチン

子宮頸がんを予防するヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンの積極的な接種勧奨を厚生労働省が中止し接種率が激減したことで、無料で受けられる定期接種の対象を既に過ぎた 2000～03 年度生まれの女性では、避けられたはずの患者が計１万７千人、死者が計４千人発生するとの予測を大阪大チームが 22 日までにまとめた。

接種率が 0%近い現状では、その後も同じ年に生まれた女性の中で４千人以上の患者、千人以上の死者の発生

が防げなくなるとした。

ワクチンは10年に公費助成が始まり、13年4月に小学6年～高校1年への定期接種となった。だが6月、接種は無料のまま勧奨が中止された。＜共同通信　2020年10月22日＞

◇*その他*

・筑波大、永田学長が再任　任期上限撤廃、最長で11年に　教職員有志「認めない」

筑波大学長選考会議は２１日、次期学長に現職の永田恭介学長（６７）を選出したと発表した。学長選を巡っては、選考会議が学長の通算任期の上限を撤廃したことなどについて教職員有志が公開質問状を提出するなど紛糾しており、有志は「再選に反対」などと緊急声明を発表。選考会議の河田悌一議長は「いちゃもんだ」と選考の正当性を主張した。

選考会議は２０日に開かれ、学内外の委員２４人が参加。委員らは永田氏と生命環境系長の松本宏教授への面談などを実施したうえで投票を実施、３分の２以上を獲得した永田氏の再任が決まった。

選考会議は４月に学内規則を改正し、最長６年の任期を撤廃。教職員による候補者への投票結果を選考に反映する「意向調査」も選考要件から外した。教職員投票では松本氏が永田氏の約１・６倍を獲得していたが、選考会議は「選考尺度の一つ」とし、各委員に扱いを委ねた。

選考会議は永田氏について「人格が高潔で学識が優れ、教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる」などとして、学長にふさわしいと判断したという。

永田氏は前学長が病気で退任したため、２０１３年４月から任期を引き継ぐ形で学長を務めている。これまでに２回再任され、例外的に最長６年を超えていたが、規則改正で再任が可能になった。今回の再任で２４年３月まで計１１年務めることになる。

教職員有志による「筑波大学の学長選考を考える会」は、これまでに「規則改正は事前に教職員への説明がなかった」などと指摘している。

河田議長は記者会見で、学内への情報共有は尽くしているとし、「２年以上かけた規則改正だ。いちゃもんをつけたという感じで非常に残念」と憤った。

稲垣敏之副学長は「改正の最終形が決まったのは１９年１２月。それまでに何度も（学内の会議で）話して学内の意見を集約している」と説明。会議の議事録は教職員向けの学内サイトで確認でき、会議のたびに教職員の意見を吸い上げてきたと主張した。

永田氏は「日本は学長の任期が短い。諸外国、特に米国は１０年単位でやらないと大学は変わらないとされている」と述べ、「日本の高等教育を守り、発展させるため、大学長の任期を真剣に考え直す時期が来ていると思う」との考えを示した。

考える会は永田氏が再任されたことを受けて、「不正な選考を認めない。選考プロセスに関する情報公開と問題の責任追及を継続する」との緊急声明を発表、司法レベルでの検証も必要などとした。＜毎日新聞　2020年10月22日＞

****

[付録]

◇誤った使い方で大けがを負うことも ～はしご・脚立の事故に注意～

＜製品評価技術基盤機構　2020年10月22日＞

https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2020fy/prs201022.html

11月から年末にかけて、庭木の剪定や果実の収穫、大掃除などの場面ではしごや脚立が活躍します。今年は新型コロナウイルスの影響で外出を控えるため、DIY※1に挑戦する方も増え、これらの製品の使用頻度が増加すると考えられます。また、帰省などが控えられることにより、普段は子や孫に作業を任せている高齢者が自ら脚立などを使用する機会が増えることが想定されます。

これらの製品では不適切な取り扱いや不注意による転倒･転落事故が多く、重傷に至る事故が発生しています。はしご・脚立の事故は10月から12月にかけて増加し、12月は年間で最も多く発生します。製品の正しい取り扱い方法を確認し、注意して使用することで事故を未然に防ぎましょう。

NITE(ナイト)に通知された製品事故情報※2において、はしご・脚立※3の事故は2010年度から2019年度の

10 年間に合計 398 件※4（はしご 111 件、脚立 287 件）あります。そのうち 365 件（92%）が人的被害※5 を伴っており、死亡事故 3 件、重傷事故 154 件と重篤な被害も多く発生しています。10 年前と比較し、直近の 5 年間の事故は減少していますが、依然として毎年重傷事故が発生しているため、注意喚起を行います。

はしご・脚立の事故では、198 件（約 50%）が使用上の不注意によって発生していますので、適切に取り扱うことで多くの事故を防ぐことができます。

その他、リコール対象製品による事故も発生しているため、お持ちの製品がリコール対象かどうかを確認してください。

■事故事例

○傾斜した地面の上に脚の左右の高さと角度が揃わない状態ではしごを設置し、補助者を付けず使用したため、バランスが崩れ、転落する事故が発生した。【2018 年 7 月、長崎県】

○床を傷つけないために脚の先端に布を巻いたはしごを、養生シートの上で使用したため、滑りやすくなり、転落する事故が発生した。【2018 年 12 月、宮崎県】

○看板を下ろす際に、脚立の天板をまたいで（左右の踏ざん【段】に足を乗せた状態で）重い看板を下ろそうとしたため、脚立が傾き、身体のバランスを崩して転落する事故が発生した。【2018 年 7 月、埼玉県】

■気を付けるポイント

○傾斜のある場所や滑りやすい場所で使用しないでください。

○はしごで作業する際は必ず補助者をつけてください。

○脚立の天板をまたいで作業しないでください。

○製品の安定性を失うため、加工や改造を行わないでください。

○注意表示を必ず確認し、正しい使用方法を遵守してください。

（※1） [Do It Yourself]の略称。専門業者でない一般消費者が作成や修繕などを行うこと。

（※2） 消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集された非重大製品事故（ヒヤリハット情報（被害なし）を含む）。

（※3） ロフト用のはしごや天井収納型のはしごの事故を除く。はしご兼用脚立は、はしご状態として使用したときに発生した事故は「はしご」、脚立状態として使用したときに発生した事故は「脚立」としてカウントする。

（※4） 2020 年 8 月 31 日現在、重複、対象外情報を除いた事故発生件数。

（※5） 使用者が負傷したもの。

◇<u>実在の通信販売サイトをかたった偽サイトなどに関する注意喚起</u>

＜消費者庁　2020 年 10 月 22 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/021659/

実在の通信販売サイトをかたった偽サイトなどに関する注意喚起を行いました。

令和2年の夏を中心に、家電製品、家具、生活雑貨などの通信販売サイトで商品を注文し代金を支払ったものの、商品が届かないなどの相談が、各地の消費生活センター等に数多く寄せられています。

消費者庁が調査を行ったところ、実在の通信販売サイトをかたった偽サイトなどを運営する事業者が、消費者の利益を不当に害するおそれがある行為(消費者を欺く行為・債務履行拒否)をしていることを確認したため、消費者安全法(平成21年法律第50号)第38条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様に注意を呼びかけます。

また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。

１．偽の通信販売サイトの概要

消費者庁が確認した偽の通信販売サイトは次の３サイトです。

(1) 通信販売サイト「ｄｙｓｏｎ」の偽サイト（以下「偽ｄｙｓｏｎサイト」といいます。）

偽ｄｙｓｏｎサイトは、掃除機などの家電製品の販売業を営むダイソン株式会社（以下「ダイソン社」といいます。）が運営する公式サイト（https://www.dyson.co.jp）をかたった偽の通信販売サイトであり、公式サイトと同じ「ｄｙｓｏｎ」という屋号が用いられています。

偽ｄｙｓｏｎサイトの運営者は、公式サイトから商品の画像や文章を盗用し、公式サイトの構成を模倣し、「会

社概要」のページにダイソン社の情報を記載するなど、ダイソン社になりすまして公式サイトであるかのように装っています。不自然な日本語表記はほとんどみられず、一見しただけでは偽サイトであると気付くことは困難です（別紙２）。

偽ｄｙｓｏｎサイトは複数確認されており、ＵＲＬは別紙１のとおりです。

なお、偽ｄｙｓｏｎサイトには、実際の運営者の手掛かりとなる情報は記載されておらず、その実体は不明ですが、偽ｄｙｓｏｎサイト内に記載されている問合せ用メールアドレスは、後記(2)の「ＬＯＷＹＡ」の偽サイトに記載されているものと同一です。このことからすると、両サイトの運営者が同一である又は関係している可能性があります。

(2) 通信販売サイト「ＬＯＷＹＡ」の偽サイト（以下「偽ＬＯＷＹＡサイト」といいます。）

偽ＬＯＷＹＡサイトは、家具の販売業を営む株式会社ベガコーポレーション（以下「ベガ社」といいます。）が運営する公式サイト（https://www.low-ya.com）をかたった偽の通信販売サイトであり、公式サイトと同じ「ＬＯＷＹＡ」という屋号が用いられています。

偽ＬＯＷＹＡサイトの運営者は、公式サイトから商品の画像や文章を盗用し、公式サイトの構成を模倣し、「会社概要」のページにベガ社の情報を記載するなど、ベガ社になりすまして公式サイトであるかのように装っています。不自然な日本語表記はほとんどみられず、一見しただけでは偽サイトであると気付くことは困難です（別紙３）。

偽ＬＯＷＹＡサイトは複数確認されており、ＵＲＬは別紙１のとおりです。

なお、偽ＬＯＷＹＡサイトには、実際の運営者の手掛かりとなる情報は記載されておらず、その実体は不明です。

(3) 「特価用品専門店」と称する偽の通信販売サイト（以下「特価用品専門店サイト」といいます。）

特価用品専門店サイトは、実在の通信販売サイトをかたったものではなく、独自に「特価用品専門店」という屋号を用いて、衣料品、家電製品、化粧品、生活雑貨などを通信販売しているかのように装っている偽の通信販売サイトです。

特価用品専門店サイトは、他の通信販売サイトから商品の画像や文章を盗用しているとみられ、また、不自然な日本語表記はほとんどみられないことから、一見しただけでは偽サイトであると気付くことは困難です（別紙４）。

特価用品専門店サイトは複数確認されており、ＵＲＬは別紙１のとおりです。

なお、特価用品専門店サイトには、一部を除き、それぞれ異なる会社名が運営者として記載されていますが、いずれも実在せず、その実体は不明です。

２．具体的な事例の概要

(1) 各偽サイトへの誘導の方法

消費者が、検索サイトで商品の種類や型番などを検索した際に、各偽サイトへのリンクが検索結果に表示されることがあります。

その検索結果はリスティング広告1であるとみられ、商品を大幅に値引きして販売している旨などが表示されています。消費者は、目当ての商品が安売りされていると思って興味を持ち、そのリンクをクリックして偽サイトにアクセスします。

また、ＳＮＳの広告メッセージが送信されてきて、そのメッセージ内のリンクをクリックしてアクセスする事例も見られます。

(2) 各偽サイトにおける価格表示

偽ｄｙｓｏｎサイトと偽ＬＯＷＹＡサイトでは、割引前の価格と販売価格が併記され、大幅に割引して販売しているかのように表示されています。偽ｄｙｓｏｎサイトと偽ＬＯＷＹＡサイトに表示された販売価格は、公式サイトにおける販売価格と比べて格安となっています（別紙５、別紙６）。

特価用品専門店サイトでは、割引前の価格と販売価格が併記された表示又は販売価格のみの表示があり、いずれも他の通信販売サイトでの販売価格と比べて格安となっています（別紙７）。

消費者は、これら偽サイトでの価格表示を見て、目当ての商品が格安で買えると思い、会員登録をして商品を注文します。

(3) 商品代金を支払った後の状況

偽ｄｙｓｏｎサイトと偽ＬＯＷＹＡサイトにおける決済方法はクレジット決済、特価用品専門店サイトにおける

決済方法は指定の銀行口座への振込などであり、消費者は所定の方法により代金を支払います。
しかしながら、代金を支払ってから数日経っても商品は届きません。消費者は、これらの偽サイトに記載されていたメールアドレスなどに督促のメールなどを送信しますが、アドレスが無効であったり、返信がなかったり、外国語のメールが届いたりして連絡をとることができません。
結局、これらの偽サイトで商品を注文した消費者に、注文した商品は届きません。
なお、偽ｄｙｓｏｎサイトと偽ＬＯＷＹＡサイトで商品を注文した消費者には、多くの場合、外国から、注文した覚えのないマフラーなどが送られてきています。
偽ｄｙｓｏｎサイトと偽ＬＯＷＹＡサイトで商品を注文したことと、マフラーなどが送られてくることとの関係は判然としませんが、これらの偽サイトで注文してからしばらく後に届いており、何らかの関連があると考えられます。

３．消費者庁が確認した事実

(1) 偽ｄｙｓｏｎサイトの運営者と偽ＬＯＷＹＡサイトの運営者は、それぞれ、公式サイトをかたった偽サイトを公開し、公式サイトの運営者の情報を記載して公式サイトの運営者になりすまし、これらの偽サイトが公式サイトであるかのように装って消費者を誤認させ、商品を注文させています。（消費者を欺く行為）

特価用品専門店サイトの運営者は、通信販売サイトであるかのような偽サイトを公開し、架空の運営者情報を記載し、特価用品専門店サイトが通信販売サイトであるかのように装って消費者を誤認させ、商品を注文させています。（消費者を欺く行為）

(2) 消費者が、各偽サイトで商品を注文して代金を支払ってから数日経っても商品は届かず、問合せをしても連絡がとれず、結局、注文した商品が届かないという被害が多数発生しています。（債務の履行拒否）

４．消費者庁から皆様へのアドバイス

(1) 通信販売サイトを利用する際の注意点

○ 公式サイトや他の通信販売サイトに比べて格安の販売価格を表示し、消費者を誘い込むという手口は、偽サイトの典型的な手口です。他の通信販売サイトにおける平均的な販売価格と比べて格安の販売価格が表示されている通信販売サイトを見つけた場合、安易に注文することなく、その通信販売サイトに不審な点（公式サイトであるかのように装っているが、ＵＲＬが公式サイトと異なるなど）がないかをしっかりと確認するようにしましょう。

○ 商品代金の振込先口座の名義が、通信販売サイト上で表示される事業者名や運営責任者名などと異なっていた場合、偽サイトの可能性が高いので、安易に商品代金を振り込まないようにしましょう。偽サイトで注文した商品の代金を振り込んでしまったことに気付いたときは、すぐに、振込先の金融機関や消費者ホットライン（188）に相談しましょう。

○ 偽サイトにおいて商品の代金をクレジットカードで支払った場合、支払った代金の被害だけでなく、決済の際に入力したクレジットカード番号などで別の決済をされたり、個人情報が悪用されたりするおそれがあります。偽サイトにおいてクレジット決済をしてしまったことに気付いたときは、すぐに、クレジットカードの発行会社や消費者ホットライン（188）に相談しましょう。

(2) 偽ｄｙｓｏｎサイトと偽ＬＯＷＹＡサイトの見分け方

偽ｄｙｓｏｎサイトと偽ＬＯＷＹＡサイトは公式サイトをかたっており、一見しただけでは公式サイトとの見分けがつきづらく、多くの消費者が被害に遭っています。

公式サイトと偽サイトとを見分けるには、ＵＲＬを確認するのが確実です（別紙１参照。ただし公式サイトのＵＲＬに似たＵＲＬが確認されており、注意が必要です。）。

また、公式サイトが検索結果に表示される場合、「ダイソン公式オンラインストア」、「【公式】ＬＯＷＹＡ（ロウヤ）　家具･インテリアのオンライン通販」のように、「公式」と表示されることが多いので、検索結果に「公式」と表示されていない場合には、特に注意してそのサイトのＵＲＬを確認しましょう。（ただし、「公式」と表示される偽サイトが存在する可能性もありますので、ご注意ください。）。

さらに、子細に比べると、偽サイトは公式サイトよりも構造が簡素であるほか、サイト内のリンクの一部が適切に機能していない、「ご利用規約」のページに公式サイト運営会社とは異なる会社名が記載されているなどの不自然な点がみられます。また、注文確認メールの内容に不自然な日本語表記がみられる場合もあるので、おかしい

と思ったら、すぐに、消費者ホットライン（188）に相談しましょう。
本件の公表に先立ち、令和２年 10 月１日に、独立行政法人国民生活センターが本件に関して注意を呼びかけていますので、こちらも併せてご覧ください。
【案件名】格安をうたう家具や家電品等の模倣サイトにご注意！
(http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20201001_2.html)

◇*日本学術会議　任命拒否問題*

・学術会議への批判は的外れ？ 予算や報酬、文科省が説明

日本学術会議が推薦した会員候補６人が任命されなかった問題をめぐり、立憲民主党など野党共同会派は 22 日、学術会議の活動や組織を確認する部会を開いた。自民党が学術会議の組織のあり方を問題視していることへの反論が目的。SNS などで拡散する学術会議に関する誤った情報を是正する狙いもある。

部会では、内閣府の日本学術会議事務局の職員や日本学士院を所轄する文部科学省の職員が説明をした。

自民は学術会議を非政府組織とすることも視野に議論し、年内に提言をまとめる方針を示している。

学術会議が「答申や提言をほとんど出していない」という批判に対し、事務方は最近１年間で 80 件超の提言や報告を公表していることを説明した。

「年間予算 10 億円は多すぎる」といった指摘も出ている。事務方は、欧米の学術会議は非政府組織が多いが、法律で設置が規定されるなど「公的性格は強い」（事務局職員）と説明。予算規模では日本学術会議は少ない方で、全米科学アカデミーは約 210 億円（うち８割が公費）、英国王立協会は約 97 億円（うち７割弱が公費）だとした。

「学術会議会員は日本学士院の会員になることができる。年金 250 万円がもらえる」といった誤解も広がった。学術会議は学士院の会員候補を推薦できるが必ずしも会員になれるわけではなく、文科省の担当者は「現在の 130 人の学士院会員のうち、学術会議の会員は梶田隆章会長１人だけだ」と説明した。

中国が外国人研究者を集める国家事業「千人計画」に「学術会議が積極的に協力している」といった誤情報が SNS などで流された。一時、自民党の甘利明税制調査会長も自身のブログで発信した。学術会議事務局は「千人計画を支援するような学術交流事業は行っていません」と明確に否定した。

部会後、内閣部会長の今井雅人衆院議員は「学術会議がたくさんの提言をしていることが確認できた。予算は諸外国に比べてむしろ少ない状況。政府が科学技術を軽視していたと言わざるを得ない」と述べ、組織のあり方には問題がないとの認識を示した。（小泉浩樹、小林豪）

■日本学術会議に対する「批判」と事務局側の説明
批判:答申や提言をほとんど出していない。
説明:最近１年間で 80 件超の提言や報告を公表（※答申は政府が諮問しないと出せない）
批判:年間予算 10 億円。税金が投入されるのは日本だけ。
説明:全米科学アカデミーは約 210 億円（うち８割が公費）、英国王立協会は約 97 億円（うち７割弱が公費）
批判:会員に高額な報酬。
説明:会員が受け取るのは平均１人年約 30 万円の手当や旅費。日本学士院会員は年 250 万円の年金が支給されるが、学術会議会員 204 人のうち該当者は現在１人
批判:中国の国家事業「千人計画」に協力。
説明:そのような学術交流事業は行っていない
批判:学術会議の組織形態を見直すべきだ。
説明:安倍政権下の有識者会議が 15 年３月、「現在の制度は学術会議に期待される機能に照らしてふさわしい」と報告　　＜朝日新聞　2020 年 10 月 22 日＞

・任命拒否問題「解釈変更は闇討ちだ」自民・船田氏

自民党の船田元衆院議員は毎日新聞政治プレミアに寄稿した。日本学術会議が推薦した会員候補６人が任命されなかった問題について「（学術会議が）政府から言われたからやる、やるなと言われたらやらないというような存在であったならば、学者の集まりとしての意味は全くない。国民から見た価値もなくなってしまう」と語った。

船田氏は 1983 年に学術会議の会員を公選制から任命制に変更した際の国会審議に関わった経験から「形式的な

任命制という答弁はずっと生きていて、有権解釈として成立してきた。任命する際に政府が選択できるとするならば、明らかに解釈を変えたことになる」と指摘。「必要があって（解釈を）変えるのであれば、どういう理由で変えたかかを公にしたうえで任命をしなければ、闇討ちだと思う」と批判した。

　また、学者はどんな時代であっても、時の政府の判断やコントロールから独立して存在している必要があるとして、「互いに賛成反対、さまざまな議論があり、それを集約して一つの提言に持っていくことが本来の学術会議の望ましい姿だ」と強調した。＜毎日新聞　2020 年 10 月 22 日＞

********** 以上 **********